

【アメリカ】メイン州におけるチケット転売規制の強化

専門調査員 海外立法情報調査室 河合 美穂

* 2025 年 6 月、高額なチケット転売や詐欺行為からの消費者保護を目的として、メイン州においてチケット転売規制を強化する法改正がなされ、転売価格の上限等が規定された。

1 背景・経緯

米国では、長年、コンサート等のチケット（以下「チケット」）を転売業者が不正手段により定価で大量に取得し、法外な価格で転売する事態が生じている。その結果、観客は高額な出費を強いられ、上演者には利益が還元されず、関連産業が衰退しつつある一因となっている¹。

連邦レベルでは、チケット転売に特化した包括的な規制はない²。しかし、今日では州をまたぐオンライン取引が主流であるため、チケットの特定手段での入手と、その手段で入手したチケットの州をまたぐ取引を規制し、（公正な取引を監督する）連邦取引委員会（FTC）が執行することを定める連邦法が 2016 年に制定された³。また、2025 年 3 月 31 日に、トランプ（Donald J. Trump）大統領は、行政命令⁴第 14254 号「ライブ興行市場における不公正な慣行との闘い」を発出し、同法の執行の徹底等を州担当部署等と協力して行うよう FTC に指示した⁵。

これに対して、各州では、2016 年以前から、州内のチケット販売・転売等を規制する法律が制定されてきたが、その内容は様々である⁶。本稿では、チケット転売規制を強化するメイン州法の改正法を概説する。同法は、高額なチケット転売や詐欺行為からの消費者保護を目的とし、また、（大企業が進出しない）地域における独立系会場・劇場を運営する中小企業の振興に資するとされる⁷。当初提出された改正法案は、参加できなくなった購入者が他者にチケットを譲渡することを保障する内容であったが、それに代えて転売の上限価格を導入する等の内容に審議過程で修正された。改正法は、2025 年 6 月 18 日に制定され、同年 9 月 24 日に施行された⁸。

2 概要

同改正法は全 1 か条から成る。改正後のメイン州法第 8 編第 37 章第 1301 条「チケットの販

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 12 月 5 日である。

¹ Combating Unfair Practices in the Live Entertainment Market: Executive Order 14254 of March 31, 2025. <<https://www.federalregister.gov/documents/2025/04/03/2025-05906/combating-unfair-practices-in-the-live-entertainment-market>>

² “Guide to US Ticket Resale Regulations; Fifth Edition,” August 2024, p.1. Squire Patton Boggs website <<https://www.squirepattonboggs.com/-/media/files/insights/publications/2024/08/2024-guide-to-us-ticket-resale-regulations/2024-us-ticket-resale-guide.pdf>>

³ 2016 年よりよいオンラインチケット販売法（2016 年 BOT 法。15 U.S.C. 45c）により、販売サイト上で購入枚数制限等のために用いられるセキュリティ措置を回避すること、また、これに違反して入手されたチケットを、州際通商において販売等を行うことは禁止される。山口真紀子「インターネット上の興行チケット転売—日本の状況と諸外国の法規制—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1006, 2018.5.15, pp.6-7. <<https://doi.org/10.11501/11094204>>

⁴ 連邦政府の役人（official）や行政機関（agency）に向けられた拘束力のある命令で、大統領令の一種。中村絢子「アメリカ大統領のユニラテラルな（単独での）政策実現手段—大統領令を中心にして—」『21世紀のアメリカ 総合調査報告書』（調査資料 2018-3）国立国会図書館, 2019, pp.32-33. <<https://doi.org/10.11501/11254533>>

⁵ Combating Unfair Practices in the Live Entertainment Market, *op.cit.*(1) 競争関連法の適切な執行等も指示された。

⁶ 2024 年の各州の状況について、“Guide to US Ticket Resale Regulations; Fifth Edition,” *op.cit.*(2) を参照。

⁷ Aimsel Ponti and Megan Gray, “How to buy concert tickets and avoid getting scammed Maine lawmakers are considering a bill that would ban bots and put a price cap on resales. Here’s what you need to know,” *Portland Press Herald*, 20 Apr 2025.

⁸ An Act to Amend the Law Regulating the Resale of Tickets (SP 403, LD 913). Maine Legislature website <<https://legislature.maine.gov/billtracker/#Paper/913?legislature=132>>

売及び転売」⁹の主な内容は次のとおりである（以下、項名は同条のものである。）。

（1）チケット発行者又はチケット転売業者に対する義務規定及び禁止規定

チケット発行者（販売目的でチケットを新規発行する個人又は団体）又はチケット転売業者（チケット販売・転売を本業とする企業。以下「転売業者」。以上の定義は第1項による。）は、次の事項を遵守するよう規定された。

（i）チケットに関する明示義務

オンライン等での購入手続の最終段階で手数料が示される購入者の不満に対処するため¹⁰、チケット価格を広告し、又は表示する際、サービス料や手数料等（以下「手数料等」）を含む合計金額を明確、かつ、目立つように（広告等に）明示することが義務付けられた。また、あらゆる手数料等の性質、目的及び金額を含む合計金額の完全な明細を、合計金額より小さいフォントサイズで（購入者に）提示するよう規定された。さらに、購入時に、会場での座席番号等を明確、かつ、目立つように明示する義務も規定された（第1-A項）。

（ii）転売価格の上限設定

転売市場を提供するサービス上で、元の合計金額の10%を超える転売価格を付けることが禁止された（第2-A項）¹¹。他州にも同様の転売規制はあるが、2025年9月時点では、（上限額のレベルが）最も厳しいとされる。他方、転売価格の上限設定は効果がなく、転売業者が他州など管轄外に流出するという課題も指摘されている¹²。

（iii）その他の禁止行為

その他の禁止行為は次のとおりである（同項）。①手数料等の不実表示（誤解を生じさせる虚偽の表示）を行う、②支払前に、手数料等を明確にせず、広告の価格から手数料等を除外する、③同一のチケットについて複数枚の販売等を行う、④（転売の出品時点で、転売業者が所有せず、入手可能性も低い）「投機目的」のチケットを販売する、⑤（上演者や会場運営者のものと）誤解を招くウェブサイトアドレスを使用する等、⑥プログラム等を使用し、購入枚数制限等の販売規制を回避すること。

（2）転売業者に対するチケットの払戻義務

2023年にこの条が設けられた際、州内でチケットを転売する転売業者は、次の場合に、購入者の要請により、購入者がチケットのために支払った金額を払い戻すことが義務付けられた（第2項）。①興行が中止された場合、②偽造等の理由で、興行者がチケットを受け付けない場合、③何らかの事情でチケットが興行者によりキャンセルされた場合、④興行までにチケットが購入者に届けられない場合¹³。今般の改正により、⑤転売業者がチケットの販売に関して重大な不実表示を行った場合が追加された¹⁴。

⁹ Maine Revised Statutes, Title 8: Amusements and Sports, Chapter 37: Sale and resale of tickets. <<https://legislature.maine.gov/legis/statutes/8/title8sec1301.html>>

¹⁰ Ponti and Gray, *op.cit.*(7)

¹¹ 転売業者はチケット定価の平均約31%の手数料を附加するという。United States Government Accountability Office, “Event Ticket Sales: Market Characteristics and Consumer Protection Issues,” April 2018, p.17. <<https://www.gao.gov/assets/gao-18-347.pdf>>

¹² *ibid.*, pp.40-42; Nicole Ogrysko, “Maine’s new ticketing transparency law could be a model for others, music industry advocates say,” June 20, 2025. Maine Public Website <<https://www.mainepublic.org/business-and-economy/2025-06-20/maines-new-ticketing-transparency-law-could-be-a-model-for-others-music-industry-advocates-say>>; Dave Clark, “New Maine Ticket Law Goes Live, Despite Black Market Risks,” [2025.9]. TicketNews website <<https://www.ticketnews.com/2025/09/maines-new-ticketing-transparency-law-could-be-a-model-for-others-music-industry-advocates-say>>

¹³ An Act to Ensure Consumer Protection from Resale Ticket Vendors (HP 446, LD 677). Maine Legislature website <<https://legislature.maine.gov/billtracker/#Paper/HP0446?legislature=131>>

¹⁴ そのほか、②③④について、「興行者」が「会場運営者」に変更される等の文言の修正が行われた。